

証券コード：4536  
平成22年6月1日

株主各位

大阪市東淀川区下新庄三丁目9番19号  
参天製薬株式会社  
代表取締役社長兼CEO 黒川 明

## 第98期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第98期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ平成22年6月22日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご送付いただくか、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evot.jp/>）より同日午後5時30分までに議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成22年6月23日（水曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市東淀川区下新庄三丁目9番19号  
当社本社ビル5階 センチュリーホール

### 3. 目的事項

#### 報告事項

1. 第98期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類報告の件
2. 会計監査人および監査役会の第98期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）連結計算書類監査結果報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件
- 第5号議案 取締役の報酬額改定の件
- 第6号議案 取締役に対するストック・オプションとして新株予約権を発行する件
- 第7号議案 執行役員に対するストック・オプションとして新株予約権を発行する件
- 第8号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件

### 4. 招集にあたっての決定事項

34頁【議決権の行使等についてのご案内】をご参照ください。

以 上

---

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出  
くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場  
合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.santen.co.jp/>）に  
掲載させていただきます。

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたく存じます。

### 期末配当に関する事項

#### 利益配分に関する基本方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題と位置付け、資本効率の向上、企業価値増大に寄与する研究開発投資や今後の成長戦略の展開に備えた内部留保等を考慮しつつ、業績に基づく適正な配当を実施してまいります。また、自己株式の取得・消却につきましても適宜検討してまいります。

とりわけ、株主の皆様への配当を継続的かつ安定的に行うために、配当性向と自己資本<sup>(注)</sup>当期純利益率（ROE：Return on Equity）を掛け合わせた数値である自己資本配当率（DOE：Dividends on Equity）を配当指標として採用しています。当社としましては、配当による株主還元と資本効率の向上の両方を考慮しながら、2006-2010年度中期経営計画ではDOE 5%を目標としています。

#### 当期の期末配当

当期の期末配当は、以下のとおりといたしたく存じます。

なお、この期末配当をご承認いただきますと、当期のDOEは5.2%となります。

#### (1) 配当財産の種類

金銭

#### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式 1株につき金40円 総額3,403,619,080円

なお、中間配当金（1株につき40円）を含めました1株当たりの年間配当金は80円となります。

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成22年6月24日

---

(注) 自己資本は、株主資本および評価・換算差額等の合計額です。

第2号議案 取締役7名選任の件

本年定時株主総会終結の時をもって、取締役全員が任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いいたしたく存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当株式の数
1	くろかわ あきら 黒川 明 (昭和27年9月5日生)	昭和52年4月 当社入社 平成9年4月 医薬事業部長室長 平成9年6月 取締役 平成10年6月 医薬事業部副事業部長 平成13年5月 医薬事業部長 平成13年6月 執行役員 平成16年7月 常務執行役員 平成18年6月 代表取締役社長兼COO 平成20年6月 サンテン・ホールディングス・ユーエス・インク取締役社長(現任) 平成20年6月 代表取締役社長兼CEO(現任) (重要な兼職の状況) サンテン・ホールディングス・ユーエス・インク取締役社長 サンテン・インク取締役 サンテン・オイ取締役	20,000株
2	みたまさ ひろ 三田 昌宏 (昭和24年11月13日生)	昭和55年4月 当社入社 昭和56年4月 マーケティング室長 昭和58年7月 取締役 平成7年6月 常務取締役(現任) 平成13年5月 経営全般、薬制・渉外担当 平成16年1月 経営全般、社会・環境・薬制担当 平成17年7月 経営全般、薬制担当(現任)	234,000株
3	もり たか かず 森 田 隆 和 (昭和20年2月10日生)	昭和55年4月 当社入社 昭和55年11月 社長室長 昭和56年7月 取締役 昭和58年7月 常務取締役 昭和62年7月 専務取締役 平成2年10月 代表取締役社長 平成14年5月 サンテン・ホールディングス・ユーエス・インク取締役社長 平成17年9月 参天製薬(中国)有限公司董事長 平成18年6月 代表取締役会長兼CEO 平成20年6月 代表取締役会長(現任) (重要な兼職の状況) サンテン・ホールディングス・ユーエス・インク取締役 サンテン・インク取締役 サンテン・オイ取締役 参天製薬(中国)有限公司董事	133,400株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 する 当 社 株 式 の 数
4	にし はた とし あき 西 畑 利 明 (昭和23年11月4日生)	<p>平成2年8月 アップジョンファーマシューティカル ズリミテッド筑波総合研究所製剤研究 部長</p> <p>平成8年3月 当社入社</p> <p>平成11年7月 執行役員</p> <p>平成13年5月 執行役員 研究開発戦略統括部長兼品 質保証・環境監査本部長</p> <p>平成14年12月 研究開発本部長 (現任)</p> <p>平成16年7月 常務執行役員 (現任)</p> <p>平成21年6月 取締役 (現任)</p> <p>平成22年4月 サンテン・インク取締役社長兼CEO (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) サンテン・インク取締役社長兼CEO サンテン・ホールディングス・ユーエス・インク取締 役</p>	12,100株
5	むら まつ いさお 村 松 勲 (昭和14年8月14日生)	<p>昭和59年1月 ファイザー株式会社取締役 第二営業部長</p> <p>平成3年7月 ブリストルマイヤーズ・スクイブ株式 会社代表取締役副社長 医薬品事業担当</p> <p>平成4年12月 スミスクライン・ピーチャム製薬株式 会社代表取締役社長</p> <p>平成13年4月 グラクソ・スミスクライン株式会社取 締役相談役</p> <p>平成14年4月 有限会社パインクレスト(現 株式会 社パインクレスト)代表取締役 (現任)</p> <p>平成17年6月 当社社外取締役 (現任)</p> <p>平成19年6月 そーせいグループ株式会社社外取締役 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社パインクレスト代表取締役 そーせいグループ株式会社社外取締役</p>	株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
6	こたにのぼる 古谷昇 (昭和31年11月13日生)	平成12年6月 株式会社ドリームインキュベータ代表取締役 平成17年4月 有限会社ピークル代表取締役(現任) 平成17年6月 当社社外取締役(現任) 平成17年6月 コンビ株式会社社外取締役(現任) 平成18年12月 株式会社ジェイアイエヌ社外取締役(現任)  (重要な兼職の状況) 有限会社ピークル代表取締役 コンビ株式会社社外取締役 株式会社ジェイアイエヌ社外取締役	株
7	はまもと たつ ひこ 濱本龍彦 (昭和15年9月9日生)	平成7年6月 川崎製鉄株式会社常勤監査役 平成10年6月 カリフォルニア・スチール社取締役会長 平成18年5月 株式会社ダイエー社外監査役 平成19年1月 株式会社ジャパンジョブポスティングサービス社外監査役 平成20年6月 当社社外取締役(現任)	株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者のうち村松 勲、古谷 昇および濱本龍彦の各氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、取締役候補者のうち村松 勲、古谷 昇および濱本龍彦の各氏を東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2第1項および大阪証券取引所の企業行動規範に関する規則第7条第1項に定められている独立役員(以下同様。)として指定し、各取引所に届け出ております。
4. 社外取締役候補者の選任理由および社外取締役との責任限定契約について
- (1) 社外取締役候補者の選任理由
- 村松 勲氏につきましては、製薬業界において、長年に渡り経営に携わってきたことによる幅広い知識・経験を有しておられることから、社外取締役として適任であり、選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本年定時株主総会終結の時をもって5年間であります。
- 古谷 昇氏につきましては、経営コンサルタントとしての企業経営に関する幅広い知識・経験を有しておられることから、社外取締役として適任であり、選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本年定時株主総会終結の時をもって5年間であります。
- 濱本龍彦氏につきましては、長年に渡り国内外で経営に携わってきたことによる幅広い知識・経験を有しておられることから、社外取締役として適任であり、選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本年定時株主総会終結の時をもって2年間であります。

(2) 社外取締役との責任限定契約について

当社は、社外取締役として有能な適任者を招聘、登用し、経営のより一層の客観性・透明性を確保するために、現行定款第27条において、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、社外取締役候補者である村松 勲、古谷 昇および濱本龍彦の各氏と当社との間で、当該責任限定契約を締結しており、再任が承認された場合、当該責任限定契約を継続することを予定しております。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でありかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第3号議案 監査役2名選任の件

本年定時株主総会終結の時をもって、監査役佐藤康夫氏は任期満了となります。また、監査役水本幸儀氏が本年定時株主総会終結の時をもって辞任いたしますので、監査役2名の選任をお願いいたしたく存じます。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

は新任候補者であります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	さとう やすお 佐藤 康夫 (昭和17年9月30日生)	平成11年4月 日本エア・リキード株式会社代表取締役社長 平成15年1月 ジャパン・エア・ガシズ株式会社取締役会長兼監査委員会委員長 平成17年3月 日本エア・リキード株式会社非常勤取締役相談役 平成18年5月 株式会社アイ・ビー・アソシエイツ代表取締役(現任) 平成18年6月 当社社外監査役(現任) 平成19年9月 日本エア・リキード株式会社非常勤相談役  (重要な兼職の状況) 株式会社アイ・ビー・アソシエイツ代表取締役	株
2	のう つか よしひろ 納 塚 善 宏 (昭和28年3月21日生)	昭和51年4月 当社入社 平成11年5月 経理・財務グループ グループマネージャー 平成18年5月 企画本部副本部長(経営情報計画・伝達・統制担当)兼コーポレートプランニング・ファイナンスグループ グループマネージャー兼コンプライアンスグループ グループマネージャー 平成18年6月 計画・統制本部長兼コーポレートプランニング・ファイナンスグループ グループマネージャー 平成18年7月 執行役員 計画・統制本部長 平成20年10月 執行役員 社会・環境担当(現任)	1,218株

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。  
2. 監査役候補者のうち佐藤康夫氏は、社外監査役候補者であります。  
3. 当社は、監査役候補者のうち佐藤康夫氏を独立役員として指定し、東京証券取引所および大阪証券取引所に届け出ております。

4. 社外監査役候補者の選任理由および社外監査役との責任限定契約について

(1) 社外監査役候補者の選任理由

佐藤康夫氏につきましては、会社の経営者および監査委員会委員長としての知識と経験を有しており、また、当社との関係においても独立性に問題がないことから、社外監査役として適任であり、選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外監査役就任期間は、本年定時株主総会終結の時をもって4年間であります。

(2) 社外監査役との責任限定契約について

当社は、社外監査役として有能な適任者を招聘、登用し、経営のより一層の客観性・透明性を確保するために、現行定款第35条において、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、社外監査役候補者である佐藤康夫氏と当社との間で、当該責任限定契約を締結しており、再任が承認された場合、当該責任限定契約を継続することを予定しております。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でありかつ重大な過失がないときに限るものとする。

#### 第4号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本年定時株主総会終結の時をもって、監査役を辞任されます水本幸儀氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社所定の基準による相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたく存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期および方法等は、監査役の協議にご一任願いたく存じます。

水本幸儀氏の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
みずもと ゆきのり 水本 幸儀	平成16年6月 監査役（現任）

#### 第5号議案 取締役の報酬額改定の件

現在の取締役の報酬額は、平成18年6月27日開催の第94期定時株主総会において、「年額3億1,200万円以内」とご承認いただき今日に至っておりますが、経済情勢の変化および諸般の事情を考慮いたしまして、「年額4億3,000万円以内（うち、社外取締役分4,000万円以内）」に改定させていただきたく存じます。

また、取締役の員数は、第2号議案が原案どおり承認可決されますと7名（うち、社外取締役3名）となります。

第6号議案 取締役に対するストック・オプションとして新株予約権を発行する件  
当社の取締役の報酬と中長期的企業価値創造を直接的に結び付け、当社の取締役が業績向上に対する意欲や士気を一層高め、企業価値・顧客満足をさらに向上させることを目的として、会社法第238条等の規定に基づき、以下の要領で、ストック・オプションとして新株予約権を無償で発行することおよびその募集事項の決定を当社取締役会に委任することならびに会社法第361条の規定に従って、金銭でない報酬として当社取締役（社外取締役を除きます。）4名に対し割当てる当該新株予約権の内容につき、ご承認をお願いするものであります。なお、ストック・オプションとしての上記新株予約権の具体的な内容は、ストック・オプションとして新株予約権を発行する上記記載の趣旨に基づき決定しており、また、かかる趣旨に鑑みれば、その具体的な内容は相当なものであると考えております。

##### 1. 新株予約権を無償で発行する理由

当社の取締役の報酬と中長期的企業価値創造を直接的に結び付け、当社の取締役が業績向上に対する意欲や士気を一層高め、企業価値・顧客満足をさらに向上させることを目的として、当社の新株予約権を無償で発行付与するものであります。

## 2. 新株予約権の内容等

### (1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社の取締役（社外取締役を除きます。）

### (2) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式98,800株を上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的となる普通株式数は100株とし、当社が、株式無償割当、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 無償割当、分割または併合の比率

また、当社は、上記のほか合併、資本減少等を行うことにより株式数の変更を行うことが適切な場合は、必要と認める調整を行うことができるものとする。

### (3) 発行する新株予約権の総数

988個を本年定時株主総会の日から1年以内に発行する新株予約権の上限とする。

### (4) 新株予約権の払込金額

本年定時株主総会の委任に基づき募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、払込金額は無償（新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないもの）とする。

### (5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下、本議案において「行使価格」といいます。）に上記(2)に定める新株予約権1個当たりの目的たる株式の数を乗じた金額とする。行使価格は、新株予約権の割当日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除きます。）の大阪証券取引所における当社株式の普通取引の終値（以下、本議案において「終値」といいます。）の平均値（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、当該金額が新株予約権の割当日前日の終値（前日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、新株予約権の割当日前日の終値とする。

なお、当社が、株式無償割当、株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価格 = 調整前行使価格 × 1 / 無償割当、分割または併合の比率

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除きます。）または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式の数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「新株式発行前の時価」を「自己株式処分前の時価」に読み替えるものとする。

さらに、割当日後、当社が資本減少を行う場合等、行使価格の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、諸条件を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価格の調整を行うものとする。

- (6) 新株予約権を行使することができる期間  
平成24年6月25日から平成32年6月23日まで
- (7) 新株予約権の行使条件

権利を与えられた者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役の地位を有していることを要する。ただし、任期満了等の正当な理由により退任する限りにおいては、付与された権利を行使することができる。

新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。

新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができる。その他の細目については、本年定時株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。

- (8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金の額

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

- (9) 新株予約権の取得事由

当社が消滅会社となる合併契約または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会または取締役会で承認されたときは、当社取締役会が別途決定する日において、新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記(7)に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当社取締役会が別途決定する日において、当該新株予約権を無償で取得することができる。

- (10) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

- (11) 端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

## 第7号議案 執行役員に対するストック・オプションとして新株予約権を発行する件

当社の執行役員の報酬と中長期的企業価値創造を直接的に結び付け、当社の執行役員が業績向上に対する意欲や士気を一層高め、企業価値・顧客満足をさらに向上させることを目的として、会社法第238条等の規定に基づき、以下の要領で、当社執行役員に対して新株予約権を無償で発行することおよびその募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

### 1. 新株予約権を無償で発行する理由

当社の執行役員の報酬と中長期的企業価値創造を直接的に結び付け、当社の執行役員が業績向上に対する意欲や士気を一層高め、企業価値・顧客満足をさらに向上させることを目的として、当社の新株予約権を無償で発行付与するものであります。

### 2. 新株予約権の内容等

#### (1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社の執行役員

#### (2) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式69,600株を上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的となる普通株式数は100株とし、当社が、株式無償割当、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{無償割当、分割または併合の比率}$$

また、当社は、上記のほか合併、資本減少等を行うことにより株式数の変更を行うことが適切な場合は、必要と認める調整を行うことができるものとする。

#### (3) 発行する新株予約権の総数

696個を本年定時株主総会の日から1年以内に発行する新株予約権の上限とする。

#### (4) 新株予約権の払込金額

本年定時株主総会の委任に基づき募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、払込金額は無償（新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないもの）とする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下、本議案において「行使価格」といいます。）に上記(2)に定める新株予約権1個当たりの目的たる株式の数を乗じた金額とする。行使価格は、新株予約権の割当日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除きます。）の大阪証券取引所における当社株式の普通取引の終値（以下、本議案において「終値」といいます。）の平均値（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、当該金額が新株予約権の割当日前日の終値（前日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、新株予約権の割当日前日の終値とする。

なお、当社が、株式無償割当、株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価格 = 調整前行使価格 × 1 / 無償割当、分割または併合の比率

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除きます。）または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式の数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「新株式発行前の時価」を「自己株式処分前の時価」に読み替えるものとする。

さらに、割当日後、当社が資本減少を行う場合等、行使価格の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、諸条件を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価格の調整を行うものとする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

平成24年6月25日から平成32年6月23日まで

(7) 新株予約権の行使条件

権利を与えられた者は、新株予約権の行使時において、当社の執行役員の地位を有していることを要する。ただし、正当な理由により退職する限りにおいては、付与された権利を行使することができる。

新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。

新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができる。その他の細目については、本年定時株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金の額

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 新株予約権の取得事由

当社が消滅会社となる合併契約または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会または取締役会で承認されたときは、当社取締役会が別途決定する日において、新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記(7)に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当社取締役会が別途決定する日において、当該新株予約権を無償で取得することができる。

(10) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(11) 端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

第8号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件  
当社は、平成19年5月8日開催の取締役会決議および平成19年6月26日開催の定時株主総会の決議に基づき、「株式の大規模な買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「旧プラン」といいます。）を導入しましたが、旧プランの有効期間は、本年定時株主総会の終結の時までとされており。

当社は、旧プランの有効期間の満了に際し、平成22年5月11日開催の当社取締役会において、本年定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)<sup>1</sup>）として、旧プランの内容を一部改定した上、更新すること（以下、「本更新」といい、改定後のプランを「本プラン」といいます。）を決議いたしました。つきましては、株主の皆様の本更新についてのご承認をお願いするものであります。

## 第1 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社の株主の在り方について、当社は、株主は株式市場での自由な取引を通じて決まるものと考えています。したがって、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えています。

しかし、当社株式の大規模買付行為や買収提案の中には、買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、当社株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、当社に、当該買収に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えることなく行われるもの、当社株主に対して、買収内容を判断するために合理的に必要とされる情報を十分に提供することなく行われるもの、買収の条件等（対価の価額・種類、買付けの時期、買付けの方法等）が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適当なものおよび当社の持続的な企業価値増大のために必要不可欠な従業員、顧客を含む取引先、債権者などの利害関係者との関係を破壊し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらすものも想定されます。当社は、このような大規模買付行為や買収提案を行う者は、例外的に、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えています。

- 
1. 本プランで引用する法令の規定および本プランの内容は、本日現在施行されている規定を前提としているものであり、本日以降、法令の新設または改廃により、引用法令条項または用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、これらを適宜合理的な範囲内で読み替えることができます。

## 第2 基本方針の実現に資する特別な取組み

### 1. 当社の企業価値の源泉について

#### (1) 当社の基本理念について

当社は、医療用眼科薬事業を中心に、眼科とリウマチに特化した独自性ある医薬品企業として、社名の由来でもある「天機に参与する」、「目をはじめとする特定の専門分野に努力を傾注し、それによって参天ならではの知恵と組織的能力を培い、患者さんと患者さんを愛する人たちを中心として、社会への貢献を果たす」ことを経営の基本理念とし、世界の人々の「目と健康」に貢献する企業であることを目指すとともに、当社の企業価値の向上に努めてまいりました。

#### (2) 企業価値の源泉について

当社の企業価値の源泉は、強みを発揮できる分野への経営資源の集中、組織力の強化および徹底した生産性と効率性の追求に象徴されます。

##### 強みを発揮できる分野への経営資源の集中

“眼科”および“自社の強みが発揮できる特定分野”に特化した“研究開発型製薬企業”として新製品開発に注力しています。また、国内医療用医薬品事業を中心に、顧客満足度向上と製品ラインの充実により、強固な普及促進基盤を構築しております。

##### 組織力の強化

マネジメントの一層の強化と戦略意思決定の質・スピードの向上を図るため、執行役員制度を導入するとともに、小さな組織を心掛け、迅速に決断・行動することを徹底しております。また、独立性の高い社外取締役および社外監査役を選任し、経営の透明性・客観性を高めながら、社会全体のみならず、株主、取引先、顧客および従業員を重視した経営を行っております。

##### 徹底した生産性と効率性の追求

新容器の導入による使用性・識別性、生産性の向上などにより、点眼薬を世界のトップレベルの品質・コストで製造しています。また、基幹業務システムの一斉導入により、グループ全体で常に徹底した生産性と効率性を追求してまいりました。

## 2. 企業価値向上のための取組み

当社は、参天グループの企業価値のより一層の向上を図るために、「世界の参天に向けた新薬候補の準備と強みが発揮できる地域での成長」を基本方針とした5カ年の中期経営計画（2006-2010年度）を継続して推進しております。

上記中期経営計画に定める基本方針を実現すべく、当社は、グローバル戦略新薬候補を充実させること、日本をはじめ、北欧・東欧・ロシア、中国を中心に成長し、米国は臨床開発と事業開発に注力すること、生産基盤を強化させることおよびグローバルレベルで人材・組織を強化することに注力しております。

## 3. 安定的な株主還元政策について

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題と位置付け、業績に応じた適正な利益還元と企業財政の柔軟性・健全性の維持、資本効率の向上を図るという考え方にに基づき、配当による株主還元を重視し、積極的に行うとともに、自己株式の取得・消却についても、株主価値・資本効率向上のための機動的な手段として適宜検討してまいります。

## 4. コーポレート・ガバナンスの強化について

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益の向上のために不可欠な仕組みとして、従来よりコーポレート・ガバナンスの強化を重要な課題に掲げています。当社においては、従来から独立性の高い社外取締役および社外監査役を選任し、また、経営陣の株主の皆様に対する責任を明確化するため、取締役の任期を1年としていることに加え、経営の透明性・客観性を高める観点から、取締役会の諮問機関として、「指名委員会」、「幹部報酬委員会」および「戦略審議委員会」を設置しています。

## 第3 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

### 1. 本更新の目的

本プランは、当社株式に対する買収もしくはこれに類似する行為またはその提案が行われた際に、買収を行う者またはその提案者に対し、遵守すべき手続を明確にし、当社株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、買収者との交渉の機会等を確保することにより、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

## 2. 用語の定義

本プランにおける以下の用語は以下のとおり定義されます。

### (1) 大規模買付行為

「大規模買付行為」とは、下記のいずれかに該当する行為（あらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。）を指します。

特定株主グループ<sup>2</sup>の株券等保有割合<sup>3</sup>または株券等所有割合<sup>4</sup>を20%以上とすることを目的とした当社株券等の買付行為

結果として特定株主グループの株券等保有割合または株券等所有割合が20%以上となる当社株券等の買付行為

### (2) 大規模買付者

「大規模買付者」とは、大規模買付行為を行おうとする者を指します。

## 3. 本プランの骨子

本プランの骨子は、以下のとおりです。

大規模買付者は、大規模買付行為を開始する前に、当社に対し、必要かつ十分な情報を提供すること

独立委員会および当社取締役会が当該大規模買付行為に対して一定の検討・評価を行うために必要な期間が経過した後に、大規模買付者は大規模買付行為を開始すること

当社取締役会は、当該大規模買付行為を検討・評価し、当社取締役会としての見解を公表すること

- 
2. 特定株主グループとは、当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する「株券等」をいいます。以下、本議案において同様です。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する「保有者」をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます。以下、本議案において同様です。）または買付け等（同法第27条の2第1項に規定する「買付け等」をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。以下、本議案において同様です。）を行う者とその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する「共同保有者」をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下、本議案において同様です。）および特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する「特別関係者」をいいます。以下、本議案において同様です。）を意味します。
  3. 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。以下、本議案において同様です。
  4. 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。以下、本議案において同様です。

当該大規模買付行為の検討・評価および対抗措置の発動に関する当社取締役会の決定について、その客観性、公正さおよび合理性を担保するため、当社は、当社取締役会から独立した組織として、社外取締役全員により構成される独立委員会（独立委員会の概要は別紙1、本更新時の独立委員会の委員の略歴等は別紙2をご確認ください。）を設置すること

独立委員会は、下記5.の基準に則り、対抗措置の発動の是非について独立委員会としての判断を下し、当社取締役会に勧告を行うこと。ただし、独立委員会は、本プラン所定の場合には、発動の勧告に際して、対抗措置の発動に関して株主意思の確認を得るべき旨の留保を付することができる。

当社取締役会は、対抗措置の発動の是非に関しては、独立委員会の勧告を最大限尊重し、これに従うこと

当社取締役会は、本プラン所定の場合には、株主総会を招集し、対抗措置の発動等に関する株主の意思を確認すること

#### 4. 本プランの具体的手続

##### (1) 意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を開始する場合には、まず、当社代表取締役宛に、本プランに従う旨の誓約を含む意向表明書を提出していただきます。当該意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要が明記される必要があります。なお、意向表明書および下記(2)に定める大規模買付情報における使用言語は、日本語に限ります。当社は、大規模買付者から意向表明書の提出があった事実を当社株主の皆様に対して適時に開示いたします。

##### (2) 独立委員会および当社取締役会への情報提供の要求

当社は、意向表明書の受領後10営業日以内に、当社株主の皆様のご判断ならびに独立委員会および当社取締役会としての見解形成のために必要な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）のリストを大規模買付者に交付いたします。大規模買付者には、当該リストに従い、独立委員会および当社取締役会に対し、大規模買付情報を提供していただきます。

大規模買付情報には以下の内容が含まれますが、その具体的内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為の態様、内容等によって異なりますので、これらに限られるものではありません。

大規模買付者およびその特定株主グループの詳細（共同保有者、特別関係者、ファンドの場合は組合員等の構成員を含みます。）

大規模買付行為の目的<sup>5</sup>およびその内容（買付対価の種類・価額、買付け等の時期、買付け等に関連する一連の取引のスキーム<sup>6</sup>、買付け等の方法の適法性<sup>7</sup>等を含みます。）

買付価格の算定の基礎<sup>8</sup>および経緯<sup>9</sup>ならびに買付資金の裏付け（買付資金の提供者の名称、調達方法、調達に関連する一連の取引の内容等を含みます。）

買付目的が支配権取得もしくは経営参加の場合、支配権取得もしくは経営参加の具体的方法、大規模買付行為完了後に企図する当社経営方針、事業計画、配当政策等<sup>10</sup>

買付目的が支配権取得もしくは経営参加の場合、大規模買付行為完了後に企図する当社および当社グループの従業員、取引先、顧客、地域社会その他当社の利害関係者の処遇方針

買付目的が純投資の場合、投資方針

買付目的が政策投資の場合、取得後の保有方針、売買方針および議決権行使方針ならびにその理由<sup>11</sup>

- 
5. 支配権取得もしくは経営参加の目的か、純投資もしくは政策投資の目的か否かを明確にさせていただく必要があります。
  6. 大規模買付行為完了後、当社の株券等をさらに取得する予定の有無、その理由、内容、必要性、当社の株券等が上場廃止になる見込みがある場合にはその旨および理由を説明していただく必要があります。
  7. 買付け等の方法の適法性について、第三者の意見を聴取した場合には、原則として、当該第三者の名称、意見の概要を具体的に説明していただく必要があります。
  8. 買付価格の算定の具体的な根拠および買付価格と時価との差額（買付価格と直近数ヶ月平均の当社の株価とのプレミアムの有無等）について情報を提供していただく必要があります。
  9. 買付価格決定のプロセスを説明していただき、算定の際に第三者の意見を聴取した場合には、原則として、当該第三者の名称、意見の概要および当該意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯を具体的に説明していただく必要があります。
  10. 大規模買付行為完了後に企図する当社の再編、重要な財産の処分または譲受け、多額の借財、代表取締役等の選定・解職、役員構成の変更、配当・資本政策に関する重要な変更等の内容およびその必要性に関する情報を提供していただく必要があります。
  11. 長期的な資本提携を目的とする政策投資の場合にはその必要性に関する情報も提供していただく必要があります。

## 大規模買付行為に際しての第三者との間の意思連絡の有無、その内容等

独立委員会または当社取締役会は、提供を受けた大規模買付情報が不足していると判断した場合には、大規模買付者に対し、適宜合理的な期限（意向表明書を受領した日から原則として60日を上限とします。）を定めた上、十分な大規模買付情報が完備するまで追加的な情報提供を求めることがあります。独立委員会および当社取締役会が十分な大規模買付情報が完備したと判断した場合、当社は、直ちにその旨を当社株主の皆様に対して開示します。また、当社に提供された大規模買付情報が当社株主の皆様のご判断に必要であると認められるときには、適切と判断する時点で、当社はその全部または一部を開示いたします。

### (3) 独立委員会による協議・交渉、評価期間および独立委員会の勧告等

独立委員会は、大規模買付者および当社取締役会から大規模買付情報が提出された場合、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、大規模買付者の大規模買付行為および当社取締役会の意見の内容を検討するための期間（以下、「独立委員会評価期間」といいます。）を設定します。独立委員会評価期間は、原則として、独立委員会が、大規模買付者に追加的に提供を求めた情報を含め、大規模買付者により十分な大規模買付情報が提出されてから60日を超えないものとします。ただし、独立委員会が、当初の独立委員会評価期間中に、対抗措置の発動の是非について独立委員会としての判断を下し、当社取締役会に勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、大規模買付行為の内容の検討・大規模買付者との協議・交渉等に必要とされる合理的な範囲内で、独立委員会評価期間を一ないし複数回延長することができるものとします（期間延長は、延長前の独立委員会評価期間の終了の日から30日間を上限とします。）。大規模買付行為は、この独立委員会評価期間（延長期間を含みます。）が経過した後、開始され得るものとします。

独立委員会は、必要に応じて、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、当該大規模買付行為が下記5.(2) ( )から( )に定める要件のいずれかに該当するか否かを判断すべく、直接または当社取締役会等を通して間接的に、大規模買付者と協議・交渉等を行うことがあります。大規模買付者は、独立委員会が検討資料その他の情報提供、直接または当社取締役会等を通じた協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じるものとします。

また、独立委員会は、当社取締役会に対して、独立委員会が合理的と認める期間内（ただし、原則として60日を超えないものとします。以下、「取締役会評価期間」といいます。）に大規模買付行為の内容に対する当社取締役会としての意見、その根拠資料およびその他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等の提出を求めることができます。

さらに、独立委員会は、独立委員会評価期間中、当社の取締役、監査役、従業員等に必要に応じて独立委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求めることができます。また、独立委員会は、当社株主の皆様のご意向の把握に努めるとともに、お客様、取引先、従業員等からも必要に応じて意見を聴取することがあります。

独立委員会は、その判断の合理性・客観性を高めるために、必要に応じて、当社の費用で、当社経営陣から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができます。

以上のように、独立委員会は、独立委員会評価期間中、大規模買付者および当社取締役会から提供された情報・資料等を十分かつ慎重に検討・評価し、下記5.の基準に則り、対抗措置の発動の是非について独立委員会としての判断を下し、当社取締役会に勧告を行います。

なお、独立委員会評価期間が開始した事実、独立委員会評価期間の延長が行われた場合には、かかる事実、延長期間およびその理由、ならびに独立委員会の勧告の内容等の情報については、速やかに公表いたします。

#### (4) 取締役会の決議

当社取締役会は、下記5.の基準に則り、独立委員会の勧告を最大限尊重して速やかに、対抗措置の発動の是非について会社法上の機関としての決議を行うものとします。ただし、下記(5)に基づき株主総会を開催する場合には、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従い、会社法上の機関としての決議を行うものとします。なお、当社取締役会が対抗措置をとることを決定した場合には、当社株主の皆様に対して適時に開示いたします。

#### (5) 株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、対抗措置を発動するに際して、(a)下記5.(2)に従い、独立委員会が対抗措置の発動に際して、予め株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合、または、(b)ある大規模買付行為について下記5.(2) ( ) から ( ) に定める要件の該当可能性が問題となっており、かつ、当社取締役会が、株主総会の開催に要する時間等を勘案した上で、善管注意義務に照らし、株主の意思を確認することが適切と判断する場合には、株主総会（以下、「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、対抗措置の発動等に関する株主の意思を確認することができるものとします。なお、株主意思確認総会の決議の概要については、当社株主の皆様に対して適時に開示いたします。

## 5. 対抗措置発動の基準と内容

### (1) 対抗措置が発動されない場合

大規模買付者により本プランが遵守された場合には、当社取締役会は、取締役会評価期間における検討・評価の結果、仮に当該大規模買付行為に反対する見解に至った場合であっても、当該買付提案についての反対意見の表明あるいは代替案の提示等により当社株主の皆様を説得するに留め、下記(2)で述べる場合を除き、当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。このように、対抗措置が発動されない場合には、大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

### (2) 対抗措置が発動される場合

大規模買付者により本プランが遵守されなかった場合には、引き続き大規模買付者より情報提供があるもしくは大規模買付者との間で協議・交渉等を行う必要がある等の特段の事情がある場合を除き、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を守るために、独立委員会の勧告を最大限尊重し、これに従って、下記(3)に記載の対抗措置をとることがあります。

本プランが遵守された場合であっても、以下の( )から( )に定める要件のいずれかに該当し、当該大規模買付行為が明らかに当社の企業価値・株主共同の利益を害するものである場合には、引き続き大規模買付者より情報提供があるもしくは大規模買付者との間で協議・交渉等を行う必要がある等の特段の事情がある場合を除き、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を守るために、独立委員会の勧告を最大限尊重し、これに従って、下記(3)に記載の対抗措置をとることがあります。なお、独立委員会は、大規模買付行為について、以下の( )から( )に定める要件の該当可能性が問題となっている場合には、予め対抗措置の発動等に関して株主意意の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

( ) 下記に掲げる行為により、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付行為である場合

- (a) 株式を買い占め、その株式について当社に対して高値で買取りを要求する行為
- (b) 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲のもとに買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
- (c) 当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

- (d) 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高  
額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせ  
るか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜  
ける行為
- ( ) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株券等の買付を勧誘することなく、  
二段階目の買付条件（大規模買付行為完了後に行われる合併等により当  
社株主の皆様へ交付される対価の条件を含みます。）を不利に設定し、あ  
るいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいま  
す。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付行為であ  
る場合
- ( ) 買付行為の条件（買付行為の種類・価額、買付行為の時期、買付行為の  
方法の適法性、買付行為の実現可能性、買付行為の後の経営方針・事業  
計画、買付行為の後における当社の他の株主、従業員、取引先、医療機  
関および顧客等の当社に係る利害関係者に対する対応方針等を含みま  
す。）が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適当な買付行為である場  
合
- ( ) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の株主、従業員、取引  
先、医療機関および顧客等との関係を損なうこと等により、当社の企業  
価値・株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付行為である  
場合
- 上記 または にかかわらず、独立委員会は、一旦新株予約権の無償割当  
での実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した  
場合には、新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日まで  
においては新株予約権の無償割当てを中止し、または新株予約権の無償割  
当ての効力発生日以降新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおい  
ては新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行うことができるもの  
とします。
- ( ) 当該勧告後に大規模買付者が大規模買付行為を撤回した場合その他大規  
模買付行為が存しなくなった場合
- ( ) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由によ  
り上記 ( ) から ( ) に定める要件に該当しなくなった場合

### (3) 対抗措置の内容

上記(2)の場合に当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重し、これに従って行う対抗措置は、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律により取締役会の権限として認められるものとし、具体的対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は別紙3記載のとおりですが、実際にこれを行う場合には、株券等保有割合または株券等所有割合が20%以上となる特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とする等、対抗措置としての効果を勘案した行使期間および行使条件を定めることがあります。

## 6. 株主・投資家に与える影響等

### (1) 本更新時の影響等

本更新時においては、新株予約権の無償割当て等自体は行われませんので、当社株主の皆様および一般投資家の皆様の権利、利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

### (2) 対抗措置の発動（新株予約権の無償割当て）が株主・投資家に与える影響等

当社が対抗措置のうち新株予約権の無償割当てを行う場合には、当社取締役会は割当期日を定め、これを公告いたします。割当期日における最終の株主名簿に記載または記録された当社以外の当社株主の皆様に対し、その所有する当社普通株式1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権が割り当てられますので、割当期日における当社株主の皆様の議決権比率が低下することはありません。なお、当社株主の皆様は、新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続等は不要です。

なお、一旦当社取締役会において新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、上記5.(2)に記載した独立委員会の勧告を最大限尊重し、新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては新株予約権の無償割当てを中止し、または新株予約権の無償割当ての効力発生日以降新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、当社株式1株あたりの価値の希釈化は生じませんので、こうした希釈化が生じることを前提に売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を受ける可能性があります。

これらの手続の詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当てを行う際に適時に開示いたします。

新株予約権には、株券等保有割合または株券等所有割合が20%以上となる特定株主グループに属する者（以下、「行使制限買付者」といいます。）以外の当社株主の皆様から当社が新株予約権を取得し、新株予約権1個について当社普通株式1株（ただし、当該新株予約権発行時における発行可能な株式数との関係で、交付される当社普通株式が1株未満となる可能性があります。）を交付することができる旨の条項（取得条項）を付すことが予定されており、同条項に基づき、当社が、行使制限買付者以外の当社株主の皆様から新株予約権を取得し、新株予約権1個について当社普通株式1株を交付する場合、行使制限買付者以外の当社株主の皆様の議決権比率が低下することはありません。また、この場合には、行使制限買付者以外の当社株主の皆様が新株予約権の行使価格相当額の金銭の払込みを行っていただく必要はありません。なお、当社による取得手続の詳細につきましては、実際に取得を行う際に、適時に通知または公告いたします。

#### 7. 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、本年定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

なお、本更新後においても、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益の向上の観点から、その時点での法令等を踏まえ、その内容の変更・廃止を含め、有効期間内であっても、随時本プランを見直していく所存です。有効期間内での本プランの廃止については、当社取締役会の決議で行うものとします。また、有効期間内での本プランの骨子、本プランの具体的手続または対抗措置発動の基準と内容に関する重要な事項の変更については、株主総会その他の方法により適宜当社株主の皆様の意見を伺って行い、その他の変更については当社取締役会決議により行います。なお、当社取締役会の決議により変更・廃止をする場合には、その内容を当社株主の皆様に対して適時に開示いたします。

## 第4 基本方針の実現のための上記各取組みについての当社取締役会の判断およびその理由

1. 基本方針の実現に資する特別な取組み（上記第2の取組み）について  
上記第2に記載した企業価値向上のための取組み、安定的な株主還元政策およびコーポレート・ガバナンスの強化のための取組みといった各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を最大化させるための具体的方策として策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。  
したがって、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。
2. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記第3の取組み）について
  - (1) 当該取組みが基本方針に沿うものであること  
本プランは、基本方針に基づき、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提供するために必要な情報や時間を確保したり、当社株主の皆様のために大規模買付者と協議・交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保することを目的とするものであり、基本方針に沿うものです。
  - (2) 当該取組みが当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと  
当社は、以下の理由から本プランは基本方針に照らして、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。  
買収防衛策に関する指針等の要件の充足  
本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を全て充足しています。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」に関する議論も踏まえた内容となっており、合理性を有するものであります。

### 株主意思の重視

本プランは、本年定時株主総会において株主の皆様へ承認されることを条件として更新されるものです。

また、当社取締役会は、一定の場合に、本プランの発動の是非について、株主意思確認総会において株主の皆様の意思を確認することとされています。さらに、本プランには、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになります。

### 独立性を有する社外取締役の判断の重視および第三者専門家等の意見の取得

本プランの発動に際しては、独立性を有する社外取締役のみから構成される独立委員会による勧告を必ず経ることとされています。

さらに、独立委員会は、当社の費用において独立した第三者専門家等の助言を受けることができるものとされており、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

### 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記第3の5.(2)「対抗措置が発動される場合」にて記載したとおり、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

### 取締役会の裁量権について濫用防止策が施されていること

本プランは、株式の大規模買付者の指名に基づき当社株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により廃止することが可能であるため、取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策ではありません。また、当社においては取締役の期差任期制は採用されていないことから、本プランは、取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策でもありません。

以上

## 独立委員会の概要

- (1) 独立委員会の設置の目的等  
独立委員会は、大規模買付行為の検討・評価および対抗措置の発動の是非に関する当社取締役会の決定について、その客観性、公正さおよび合理性を担保するために設置されるものであり、大規模買付者による本プランの遵守の有無、大規模買付行為が第8号議案の第3の5.(2) ( )から( )に定める要件を充足するか否かを判断し、当該大規模買付行為が明らかに当社の企業価値・株主共同の利益を害するものかどうかを判断するものである。
- (2) 構成  
当社社外取締役のみによって構成される。
- (3) 任期  
当社社外取締役の任期と同期間である。
- (4) 決議要件  
独立委員会の決議は、原則として、独立委員会の全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。ただし、独立委員会の全員が出席できない場合には、独立委員会の決議は、独立委員会の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。
- (5) 決議事項その他職務事項  
独立委員会は、原則として以下の各号に記載される事項を行うものとする。
- 大規模買付者の本プラン遵守状況の検討
  - 大規模買付情報の完備の判断
  - 大規模買付情報が不足のときに大規模買付者に対して、適宜合理的な期限を定めて直接または取締役会を通じて行う追加情報提供の依頼
  - 独立委員会評価期間の設定
  - 独立委員会評価期間の延長
  - 大規模買付者との協議・交渉
  - 取締役会に対して合理的な期間を設定して行う取締役会の意見、その根拠資料およびその他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等の提出依頼
  - 独立委員会評価期間中、必要に応じて行う取締役、監査役、従業員等に対する独立委員会への出席要求、委員会が求める事項に関する説明要求
  - 独立委員会評価期間中行う株主の意向把握
  - 独立委員会評価期間中、必要に応じて行う客先、取引先、従業員等からの意見聴取
  - 大規模買付情報および取締役会提供情報・資料等の評価・検討
  - 本プランの基準に基づく対抗措置発動の是非についての判断
  - 本プランの基準に基づく対抗措置発動に関して株主総会招集の要否の判断
  - 上記判断に基づく取締役会への勧告
  - 独立委員会評価期間中、経営陣から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けるために行うこれらの者の選任・依頼
  - その他上記各号に付随する事項

独立委員会委員略歴

本更新時における独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

村松 勲

昭和14年8月14日生

昭和59年1月 ファイザー株式会社取締役第二営業部長

平成3年7月 ブリistolマイヤーズ・スクイブ株式会社代表取締役副社長

平成4年12月 スミスクライン・ピーチャム製薬株式会社代表取締役社長

平成13年4月 グラクソ・スミスクライン株式会社取締役相談役

平成14年4月 有限会社バインクレスト（現 株式会社バインクレスト）代表取締役（現任）

平成17年6月 当社社外取締役（現任）

平成19年6月 そーせいグループ株式会社社外取締役（現任）

村松勲氏は、現在、会社法第2条第15号に定める当社社外取締役であり、また、本年定時株主総会で選任議案が承認可決された場合には、当社の社外取締役として再任する予定です。なお、同氏は、当社の独立役員として指定されております。

古谷 昇

昭和31年11月13日生

平成12年6月 株式会社ドリームインキュベータ代表取締役

平成17年4月 有限会社ピークル代表取締役（現任）

平成17年6月 当社社外取締役（現任）

平成17年6月 コンビ株式会社社外取締役（現任）

平成18年12月 株式会社ジェイアイエヌ社外取締役（現任）

古谷昇氏は、現在、会社法第2条第15号に定める当社社外取締役であり、また、本年定時株主総会で選任議案が承認可決された場合には、当社の社外取締役として再任する予定です。なお、同氏は、当社の独立役員として指定されております。

濱本龍彦

昭和15年9月9日生

平成7年6月 川崎製鉄株式会社常勤監査役

平成10年6月 カリフォルニア・スチール社取締役会長

平成18年5月 株式会社ダイエー社外監査役

平成19年1月 株式会社ジャパンジョブポスティングサービス社外監査役

平成20年6月 当社社外取締役（現任）

濱本龍彦氏は、現在、会社法第2条第15号に定める当社社外取締役であり、また、本年定時株主総会で選任議案が承認可決された場合には、当社の社外取締役として再任する予定です。なお、同氏は、当社の独立役員として指定されております。

## 新株予約権の概要

- (1) 新株予約権の無償割当ての対象となる株主およびその発行条件  
当社取締役会の新株予約権無償割当て決議（以下、「本割当決議」といいます。）で定める割当期日における最終の株主名簿に記載または記録された当社普通株式の株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除きます。）1株につき1個の割合で、新株予約権を無償で割り当てる。
- (2) 新株予約権の目的となる株式の種類および数  
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的となる株式の総数は、1株（ただし、当該新株予約権発行時における発行可能な株式数との関係で、交付される当社普通株式が1株未満となる可能性があります。）とする。
- (3) 割り当てる新株予約権の総数  
新株予約権の割当総数は、割当期日における当社普通株式の発行済株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除きます。）数とする。当社取締役会は、複数回にわたり、新株予約権の無償割当てを行うことがある。
- (4) 新株予約権の無償割当ての効力発生日  
本割当決議において当社取締役会が別途定める日とする。
- (5) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額  
各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は1株につき1円以上で当社取締役会が定める額とする。なお、下記(9)の条項に基づき、当社が未行使の新株予約権を株主から取得し、これと引き換えに普通株式が交付される場合には、当該株主は、新株予約権の行使価格相当額の金銭の払込みを行う必要はない。
- (6) 新株予約権の譲渡制限  
新株予約権の譲渡は、当社取締役会の承認を要するものとする。
- (7) 新株予約権の行使条件  
株券等保有割合または株券等所有割合が20%以上となる特定株主グループに属する者に行使を認めないこと等を行使の条件として定める。詳細については、本割当決議において当社取締役会が定めるものとする。
- (8) 新株予約権の行使期間  
本割当決議において当社取締役会が別途定めるものとする。
- (9) 当社による新株予約権の取得  
当社は、当社取締役会が定める日の到来日をもって、上記(7)の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外が有する新株予約権のうち、当該取締役会の定める日の前日までに未行使の当該新株予約権を全て取得し、これと引き換えに、新株予約権1個につき1株（ただし、当該新株予約権発行時における発行可能な株式数との関係で、交付される当社普通株式が1株未満となる可能性があります。）の普通株式を交付することができる。
- (10) その他  
上記に定めるほか、新株予約権の内容の詳細は、本割当決議において別途定めるものとする。

以上

## 【議決権の行使等についてのご案内】

1. 書面およびインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い  
書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
2. インターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い  
インターネットにより複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。
3. インターネットによる議決権行使のご案内  
インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。  
なお、当日ご出席の場合は、書面（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。
  - (1) 議決権行使サイトについて  
インターネットによる議決権行使は、パソコンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止させていただきます。）。  
「iモード」は株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、「EZweb」はKDDI株式会社、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。  
パソコンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。  
携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報送信が不可能な機種には対応していません。  
インターネットによる議決権行使は、平成22年6月22日（火曜日）の午後5時30分まで受付いたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたら下記ヘルプデスクへお問い合わせください。
  - (2) インターネットによる議決権行使方法について  
当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。  
株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いするようになりますのでご了承ください。  
株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。
  - (3) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について  
議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となりますのでご了承ください。

システム等に関するお問い合わせ  
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）  
電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

4. 議決権電子行使プラットフォームについて  
管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会におけるインターネット等による議決権行使の方法として、上記3.のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以上

# 定時株主総会会場ご案内図

会 場 大阪市東淀川区下新庄三丁目 9 番19号

当社本社ビル5階 センチュリーホール

阪急千里線下新庄駅徒歩5分  
市バス東淀川郵便局前徒歩5分

